

秋田市告示第211号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書